

# 山口県環境影響評価条例（原文縦書）

平成10年12月22日

山口県条例第37号

最終改正：平成25年3月19日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 技術指針（第4条）
- 第3章 方法書の作成前の手続
  - 第1節 配慮書（第4条の2—第4条の7）
  - 第2節 第二種事業に係る判定（第5条）
- 第4章 方法書（第6条—第11条）
- 第5章 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）
- 第6章 準備書（第14条—第20条）
- 第7章 評価書（第21条—第23条）
- 第8章 対象事業の内容の修正等（第24条—第26条）
- 第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続
  - 第1節 対象事業の実施の制限等（第27条—第29条）
  - 第2節 措置状況の報告等（第30条—第34条）
- 第10章 環境影響評価その他の手続の特例等
  - 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第34条の2—第40条）
  - 第2節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続（第41条・第42条）
- 第11章 法対象事業等に係る手続等（第43条・第44条）
- 第12章 勧告及び公表（第45条）
- 第13章 雑則（第46条—第51条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業の実施に際し講じられるべき措置その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活

動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「第一種事業」とは、次に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する第二種事業(以下「法第二種事業」という。)及び同条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)を除く。)をいう。

- 一 道路の新設又は改築の事業
- 二 ダム、堰(せき)又は放水路の新築又は改築の事業
- 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
- 四 飛行場又はその施設の設置又は変更の事業
- 五 発電所の設置又は変更の事業
- 六 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
- 七 工場又は事業場の新築又は改築の事業
- 八 下水道終末処理場の設置又は変更の事業
- 九 スポーツ又はレクリエーション施設の設置若しくは変更又はその用地の造成の事業
- 十 水面の埋立て又は干拓の事業
- 十一 土地区画整理事業
- 十二 住宅の用に供する一団の土地の造成事業
- 十三 流通業務施設の用に供する一団の土地の造成事業
- 十四 工場又は事業場の用に供する一団の土地の造成事業
- 十五 鉱物又は岩石の採取の事業
- 十六 前各号に掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

- 3 この条例において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、第一種事業に満たない規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第5条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの(法第二種事業及び法対象事業を除く。)をいう。

- 4 この条例において「対象事業」とは、第一種事業又は第5条第3項第1号(第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた第二種事業(第5条第4項(第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第25条第2項(第36条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。)をいう。

- 5 この条例(次条を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者)をいう。

(県等の責務)

第3条 県、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

## 第2章 技術指針

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な指針（以下「技術指針」という。）を策定しなければならない。

2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 1又は2以上の第一種事業又は第二種事業（以下「第一種事業等」という。）の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する事項

二 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項

三 環境の保全のための措置に関する事項

3 知事は、技術指針を策定しようとするときは、あらかじめ、山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、技術指針を策定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 技術指針については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、技術指針の改定について準用する。

## 第3章 方法書の作成前の手続

### 第1節 配慮書

（計画段階配慮事項についての検討）

第4条の2 第一種事業等を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、規則で定めるところにより、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第一種事業等が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。

（配慮書の作成等）

第4条の3 前条第1項の規定による通知をした第一種事業等を実施しようとする者（以下「配慮書事業者」という。）は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種事業等の目的及び内容

三 事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第一種事業等を実施しようとする場合は、当該配慮書事業者は、これらの第一種事業等について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第4条の4 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを知事及び第一種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の5 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

第4条の6 配慮書事業者は、規則で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

(第一種事業等の廃止等)

第4条の7 配慮書事業者は、第4条の4の規定による公表を行ってから第8条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、配慮書の送付を当該配慮書事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第一種事業等を実施しないこととしたとき。

二 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

## 第2節 第二種事業に係る判定

第5条 第二種事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域その他第二種事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を指定してこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による市町長の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、第1項の規定による届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとらなければならない。
  - 一 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の市町長に通知すること。
  - 二 この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の市町長に通知すること。
- 4 第1項の規定による届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、第1項の規定による届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（前項及び第25条第2項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業を実施してはならない。
- 6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知するものとする。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該通知に係る書面の写しを送付しなければならない。
- 8 第6項の規定による通知に係る第二種事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

## 第4章 方法書

### （方法書の作成）

- 第6条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の5第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第4条の2第1項の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、次に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第6号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。
- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 対象事業の目的及び内容

- 三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 四 第4条の3第1項第4号に掲げる事項
- 五 第4条の5第1項の意見
- 六 前号の意見についての事業者の見解
- 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

八 その他規則で定める事項

- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書等の送付）

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧）

第8条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見書の提出）

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（方法書についての意見の概要の送付）

第10条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条に規定する地域を管轄する市

町長に対し、前条第1項の規定により述べられた意見の概要（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨）を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての知事等の意見）

第11条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、方法書について審査会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

## 第5章 環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第6条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施）

第13条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

## 第6章 準備書

（準備書の作成）

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第6条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

二 第9条第1項の意見の概要

三 第11条第1項の意見

四 前2号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

## 八 その他規則で定める事項

### 2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書等の送付)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第16条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

### 2 第8条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第17条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨)を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

### 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

### 3 第1項の場合において、知事は、準備書について審査会の意見を聴くものとする。

### 4 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、準

備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。

- 5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

## 第7章 評価書

### (評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
  - 二 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項、次条及び第23条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
  - 三 前2号に掲げるもの以外のもの 当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成しなければならない。
- 一 第14条第1項各号に掲げる事項
  - 二 第18条第1項の意見の概要
  - 三 前条第1項の意見
  - 四 前2号の意見についての事業者の見解

### (評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事及び関係市町長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

### (評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

## 第8章 対象事業の内容の修正等

### (事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第24条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に

第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(事業内容の修正の場合の第二種事業に係る判定)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二種事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により届け出ることができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第5条第3項第2号に規定する措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第26条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

## 第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

### 第1節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第27条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第21条第1項又は第24条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

2 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第28条 事業者は、第23条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告（次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（許可等に際しての環境の保全の配慮）

第29条 知事は、第22条の規定による送付を受けたときは、対象事業に係る許可、認可その他の処分（以下「許可等」という。）又は届出（当該届出に係る法令において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）の受理を行う者に対し、評価書を送付するとともに、当該許可等又は特定届出の受理に際し環境の保全についての配慮がなされるよう要請するものとする。

## 第2節 措置状況の報告等

（事業者等の環境の保全の配慮）

第30条 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又はしようとする者。以下「事業者等」という。）は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

（着手の届出等）

第31条 事業者等は、対象事業の実施に着手したとき又は対象事業の実施を完了したときは、速やかに、その旨を知事に書面により届け出なければならない。

2 事業者等は、着手した対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（措置状況の報告等）

第32条 事業者等は、規則で定めるところにより、環境の保全のために講じた措置の状況を記載した書類（以下「措置状況報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町長に対し、これを送付しなければならない。

2 事業者等は、前項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、措置状況報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、措置状況報告書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

（立入検査等）

第33条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者等に対し、その着手した対象事業に関し報告させ、又はその職員に、当該対象事業の工事現場若しくは事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該対象事業の実施状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（環境の保全のための措置の要求）

第34条 知事は、第32条第1項の規定による送付を受けた場合又は前条第1項の規定による報告を受け、若しくは立入検査をした場合において、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者等に対し、当該措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

## 第10章 環境影響評価その他の手続の特例等

### 第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

（都市計画に定められる第一種事業等）

第34条の2 第一種事業等が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該第一種事業等又は第一種事業等に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第一種事業等については、第3章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項及び第39条に定めるところにより、当該都市計画に係る同法第15条第1項の県若しくは市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長。以下同じ。）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）が当該第一種事業等を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。この場合において、第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第3章第1節（第4条の3第2項並びに第4条の7第1項第3号及び第2項を除く。）の規定の適用については、第4条の2第1項中「第一種事業等を実施しようとする者（委

託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第一種事業等」とあるのは「第34条の2第1項の都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第一種事業等又は第一種事業等に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る第一種事業等(以下「都市計画第一種事業等」という。)」と、「当該第一種事業等を実施しようとする者」とあるのは「当該都市計画決定権者」と、同条第2項中「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、「市町長」とあるのは「市町長及び当該都市計画第一種事業等を実施しようとする者」と、第4条の3第1項中「第一種事業等を実施しようとする者(以下「配慮書事業者」という。)」とあるのは「都市計画決定権者(以下「配慮書都市計画決定権者」という。)」と、同項第1号中「配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「配慮書都市計画決定権者の名称」と、同項第2号中「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、第4条の4中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、「第一種事業等」とあるのは「都市計画第一種事業等」と、第4条の5第1項、第4条の6及び第4条の7第1項中「配慮書事業者」とあるのは「配慮書都市計画決定権者」と、同項第1号中「第一種事業等を実施しない」とあるのは「都市計画第一種事業等を都市計画に定めない」とする。

第35条 第二種事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る第二種事業については、第5条第1項の規定による届出は、次項から第4項までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第二種事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「その氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同条第3項第1号及び第2号中「及び前項の市町長」とあるのは「、前項の市町長及び当該第二種事業を実施しようとする者」と、同条第4項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第5項中「第25条第2項」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第2項」と、同条第6項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第7項中「市町長」とあるのは「市町長及び当該第二種事業を実施しようとする者」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号の措置がとられた第二種事業(前項の規定により読み替えて適用される同条第4項及び次条第2項の規定により読み替えて適用される第25条第2項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。)について第二種事業を実施しようとする者が作成した配慮書があるときは、当該第二種事業を実施しようとする者は、都市計画決定権者に当該配慮書を送付するものとする。

4 前項の場合において、配慮書を送付する前に第二種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、当該第二種事業を実施しようとする者に対して行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は

都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(都市計画に定められる対象事業等)

第36条 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第6条から第34条まで及び第45条の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条及び第38条から第40条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第6条から第34条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。）及び第45条の規定の適用については、第6条第1項中「事業者は」とあるのは「都市計画決定権者は」と、「対象事業に係る環境影響評価を」とあるのは「第36条第1項の対象事業等（第24条及び第26条第1項第1号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に係る環境影響評価を」と、同項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、同項第2号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第3号中「対象事業が」とあるのは「都市計画対象事業が」と、同項第6号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第7号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第7条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第8条から第11条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第12条から第15条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、第16条から第20条まで及び第21条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第22条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「及び関係市町長」とあるのは「関係市町長及び第36条第1項の事業者」と、第23条及び第24条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「修正しよう」とあるのは「修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、第25条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「修正しよう」とあるのは「修正して当該修正後の事業又は当該修正後の事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、「第5条第1項」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第1項」と、同条第2項中「第5条第2項」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第2項」と、「同条第3項第1号」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号」と、同条第3項中「第5条第3項第2号」とあるのは「第35条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画決定権者」と、第26条第1項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項第1号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象事業等を都市計画に定めない」と、第27条第1項中「を行う」とあるのは「が行われる」と、同条第2項及び第3項中「を行った」とあるのは「が行われた」

と、同項中「を行い」とあるのは「が行われ」と、同条第4項中「を行った」とあるのは「が行われた」と、「前条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、第28条第1項中「を行った」とあるのは「が行われた」とする。

(都市計画に係る手続との調整)

第37条 前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条又は第23条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者（国土交通大臣を除く。）は、前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、これらの者が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

3 対象事業に係る都市計画を定める国土交通大臣は、前条第2項の規定により読み替えて適用される第16条の規定により準備書及び要約書を縦覧に供する場合には、国土交通大臣が定める都市計画についての都市計画法第17条第1項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定により評価書及び要約書を縦覧に供する場合には、当該評価書及び要約書を知事に送付し、知事は、国土交通大臣が定める都市計画についての同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する同法第14条第1項の図書の写しと併せてこれらを縦覧に供するものとする。

4 都市計画決定権者は、前2項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第17条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなして、この条例及び同法の規定を適用する。

5 都市計画決定権者は、前条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書及び要約書を、都市計画決定権者が国土交通大臣又は県であるときは都市計画法第18条第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて山口県都市計画審議会に、市町であるときは同法第19条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の都市計画の案の付議と併せて市町都市計画審議会（当該市町に市町都市計画審議会が置かれていないときは、山口県都市計画審議会）に付議するものとする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第37条の2 前条第2項又は第3項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第17条第1項及び第2項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

の規定の適用については、同法第17条第1項中「2週間」とあるのは「1月間」と、同条第2項中「縦覧期間満了の日」とあるのは「縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日」とする。

- 2 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定めるところによるほか、第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の評価書に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

(対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施)

第38条 第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第27条第2項及び第3項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

- 2 前項の場合における第27条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「事業者は、第23条」とあるのは「都市計画決定権者は、第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号」と、「を変更しよう」とあるのは「の変更に係る都市計画の変更をしよう」と、「当該変更」とあるのは「当該事項の変更」と、同条第3項中「第1項の規定は、第23条」とあるのは「第27条第1項の規定は、都市計画決定権者が第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第6条第1項第2号」と、「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、「第1項中」とあるのは「第27条第1項中「第23条」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第23条」と、」と、「を行い」とあるのは「が行われ」と、「行うものに限る。）」とあるのは「行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第21条第1項」とあるのは「第36条第2項の規定により読み替えて適用される第21条第1項」とする。

(事業者等の行う環境影響評価との調整)

第39条 第一種事業を実施しようとする者が第4条の4の規定による公表を行ってから第6条の規定により方法書を作成するまでの間において、当該公表に係る第一種事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者及び配慮書の送付を当該第一種事業を実施しようとする者から受けた者にその旨を通知したときは、第一種事業を実施しようとする者は、当該配慮書及び第4条の5第1項の書面を、当該都市計画決定権者に送付するものとする。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、第一種事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 3 事業者が第6条の規定により方法書を作成してから第8条の規定による公告を行うまでの間

において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該方法書に係る対象事業が第一種事業である場合にあっては事業者及び配慮書の送付を当該事業者から受けた者（当該事業者が第4条の4の規定により配慮書を送付している場合に限る。）（事業者が既に第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）に、第二種事業である場合にあっては事業者並びに知事、第4条の4の市町長（当該事業者が同条の規定により配慮書を送付している場合に限る。）及び第5条第2項の市町長（事業者が既に第7条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者並びに知事及びその送付を受けた市町長）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第36条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

5 事業者が第8条の規定による公告を行ってから第16条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び配慮書、方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者（これらの公告に係る対象事業が第二種事業である場合にあっては、事業者並びに知事及びこれらの送付を受けた市町長）にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第36条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

6 第4項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。

7 事業者が第16条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第6章及び第7章の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第36条第1項の規定は、適用しない。

（事業者の協力）

第40条 都市計画決定権者は、第二種事業を実施しようとする者又は事業者に対し、第34条の2から第37条まで及び前2条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

## 第2節 港湾計画に係る環境影響評価その他の手続

（用語の定義）

第41条 この節、次章及び附則において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

（港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続）

第42条 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更のうち、規模の大きい埋立てに係るものであることその他の規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該決定又は変更に係る港湾計画（法第48条第1項の対象港湾計画（以下「法対象港湾計画」という。）を除く。以下「対象港湾計画」という。）について、次項及び第3項に定めるところにより港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない。

2 第2章（第4条第2項第1号を除く。）、第5章から第8章まで（第14条第1項第4号及び第2項、第25条並びに第26条第1項第3号及び第2項を除く。）、第27条第1項から第3項まで及び第32条の規定は、前項の規定による港湾環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第4条第1項中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第42条第1項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第41条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条に規定する港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）」と、同条第2項第2号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第5章の章名及び第12条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第7号に掲げる事項に検討を加え、対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「第42条第1項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）は、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、第13条の見出し中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、第14条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価準備書」とあるのは「港湾環境影響評価準備書」と、同項第一号中「第6条第1項第1号から第6号までに掲げる事項」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第2号中「第9条第1項の意見の概要」とあるのは「対象港湾計画の目的及び内容」と、同項第3号中「第11条第1項の意見」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況」と、同項第5号及び第6号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同号中「環境影響の内容」とあるのは「第41条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容」と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、同項第7号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第15条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業に係る環境影響」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」と、「第9条第1項及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下」とあるのは「以下」と、第16条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、第17条から第20条まで及び第21条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同項中「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、同項第1号中「第6条第1項第2号」とあるのは「第14条第1項第2号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「同条」とあるのは「第12条」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第2号中「第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号か

ら第4号まで若しくは」とあるのは「第14条第1項第1号又は」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同項第3号中「対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「環境影響評価を」とあるのは「港湾環境影響評価を」と、「当該環境影響評価」とあるのは「当該港湾環境影響評価」と、「環境影響評価の」とあるのは「港湾環境影響評価の」と、「環境影響評価書」とあるのは「港湾環境影響評価書」と、第22条及び第23条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第8章の章名中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画」と、第24条の見出し中「事業内容」とあるのは「港湾計画の内容」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第8条」とあるのは「第16条」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「第14条第1項第2号」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「の事業に」とあるのは「の港湾計画に定められる港湾開発等に」と、「第6条から」とあるのは「第12条から」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、第26条の見出し中「対象事業の廃止」とあるのは「対象港湾計画の決定等の中止」と、同条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第8条」とあるのは「第16条」と、「方法書、準備書」とあるのは「準備書」と、同項第1号中「対象事業を実施しない」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をしない」と、同項第2号中「第6条第1項第2号」とあるのは「第14条第1項第2号」と、「事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画に」と、第9章第1節の節名及び第27条の見出し中「対象事業の実施」とあるのは「対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更」と、同条第1項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業（）」とあるのは「対象港湾計画（）」と、「事業が対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と、「事業）を実施し」とあるのは「港湾計画。以下この条において同じ。）の決定又は決定後の対象港湾計画の変更をし」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「第6条第1項第2号」とあるのは「第14条第1項第2号」と、「事業規模」とあるのは「港湾計画に定められる港湾開発等の規模」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、同条第3項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第14条第1項第2号」と、「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更をしよう」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、第32条中「事業者等」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

- 3 港湾管理者は、対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を行う場合には、前項において準用する第21条第2項に規定する港湾環境影響評価書に記載されているところにより、当該港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

## 第11章 法対象事業等に係る手続等

### （法対象事業等に係る手続）

第43条 知事は、法第3条の7第1項（法第3条の10第2項の規定により適用される場合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第3条の3第1項（法第3条の10第2項の規定により適用される場

合及び法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の配慮書の案又は配慮書について法第2条第2項に規定する第一種事業又は法第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、知事は、法第3条の3第1項の配慮書の案又は配慮書について審査会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、法第4条第2項(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)の規定により意見を述べる場合には、期間を指定して、法第4条第2項の届出に係る法第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に法(同条(法第39条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めなければならない。
- 4 知事は、法第10条第1項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により意見を述べる場合には、法第5条第1項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の方法書について審査会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、法第20条第1項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見を述べる場合には、法第14条第1項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の準備書について審査会の意見を聴くものとする。
- 6 前項に規定する場合において、知事は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、法第14条第1項の準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催することができる。
- 7 第9章第2節の規定は、実施に着手した法対象事業について準用する。この場合において、第30条の見出し中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、「評価書」とあるのは「法第26条第2項(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する評価書」と、第31条中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第32条第1項中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、「関係市町長」とあるのは「法第15条の関係市町長」と、同条第2項中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、「関係地域」とあるのは「法第15条の関係地域」と、第33条第1項中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第34条第1項中「事業者等」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。
- 8 第32条の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、同条第1項中「事業者等」とあるのは「法第48条第1項に規定する港湾管理者(以下「法港湾管理者」という。))」と、「関係市町長」とあるのは「同条第2項において準用する法第15条の関係市町長」と、同条第2項中「事業者等」とあるのは「法港湾管理者」と、「関係地域」とあるのは「法第48条第2項において準用する法第15条の関係地域」と読み替えるものとする。

(法の手続との調整)

第44条 知事は、法第二種事業又は法対象事業について、法の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととなった場合において、その事業が第二種事業又は対象事業に該当することとなったときは、法の定めるところに従って作成された書類をこの条例の規定による環

境影響評価その他の手続を経た書類とみなすことができる。

- 2 前項の規定は、法対象港湾計画について準用する。この場合において、同項中「法第二種事業又は法対象事業」とあるのは「法対象港湾計画」と、「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「事業が第二種事業又は対象事業」とあるのは「港湾計画が対象港湾計画」と読み替えるものとする。

## 第12章 勧告及び公表

第45条 知事は、第二種事業を実施しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。

二 第5条第5項の規定に違反したとき。

- 2 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。

二 第27条第1項（同条第3項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。

- 3 知事は、法対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る法対象事業にあつては、その委託をし、又はしようとする者。以下「法対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行わないとき。

二 第43条第7項において準用する第34条第1項の規定により求められた措置を講じないとき。

- 4 知事は、前3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、規則で定めるところにより、第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- 6 知事は、この条例の規定により届出又は送付をすべきこととされている書類に虚偽の記載をして届出又は送付をした第二種事業を実施しようとする者、事業者等及び法対象事業者については、その旨を公表することができる。

- 7 知事は、第33条第1項（第43条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者については、その旨を公表することができる。

- 8 第5項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

## 第13章 雑則

（隣接県等との連絡）

第46条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内に山口県の区域に属さない地域がある場合においては、当該山口県の区域に属さない地域を管轄する地方公共団体と密接に連絡し、これに必要な協力を求めるものとする。

(市町との連絡)

第47条 事業者等及び法対象事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、関係する市町と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

(調査及び研究)

第48条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術に関する調査及び研究の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 第3章から前章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

(規則の制定とその経過措置)

第50条 第2条第2項又は第3項の規定に基づく規則の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。以下「新規対象事業等」という。）であって次に掲げるもの（第1号から第3号までに掲げるものにあつては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第3章から前章までの規定は、適用しない。

- 一 規則施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
- 二 規則施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業
- 三 規則施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）
- 四 前3号に掲げるもののほか、規則施行日から起算して6月を経過する日までに実施される新規対象事業等

2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、規則施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、第3章から前章までの規定は、適用しない。

3 第1項各号に掲げる事業に該当する新規対象事業等を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該新規対象事業等について、第4条の2から第4条の7まで及び第6条から第23条まで、第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続を行うことができる。

4 第24条から第27条まで及び第28条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「第50条第3項に規定する新規対象事業等を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条、第2条、第2章並びに第42条第1項及び第2項（同章に係る部分に限る。）の規定  
公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

二 附則第8項の規定 公布の日

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。）について、山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）第33条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第10条の手続を経た方法書

二 知事が前号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第11条第1項に規定する書面

三 環境影響評価の結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第15条の手続を経た準備書

四 前号に掲げる書類であって第16条の公告及び縦覧並びに第17条第1項又は第4項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第16条及び第17条の手続を経た準備書

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第19条の手続を経た同条の書類

六 知事が第4号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第20条第1項に規定する書面

七 前号の意見が述べられた後に第4号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類であって知事に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第22条の手続を経た評価書

八 第23条の公告及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書

3 前項（第1号及び第2号を除く。）の規定は、この条例の施行により新たに第42条第1項の対象港湾計画となる港湾計画について準用する。この場合において、前項中「当該施行により新たに対象事業となる事業（新たに第二種事業となる事業のうち第5条第3項第1号（第35条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の措置がとられたものを含む。）」とあるのは「次項に規定する港湾計画」と、同項第3号中「環境影響評価」とあるのは「港湾環境影響評価」と、「第15条の手続を経た」とあるのは「第42条第2項において準用する第15条の手続を経た第42条第2項において準用する第14条第1項の」と、同項第4号中「第16条の」とあるのは「第42

条第2項において準用する第16条の」と、「第17条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する第17条第1項」と、「第16条及び第17条の手続を経た」とあるのは「第42条第2項において準用する第16条及び第17条の手続を経た第42条第2項において準用する第14条第1項の」と、同項第5号中「第19条」とあるのは「第42条第2項において準用する第19条」と、同項第6号中「第20条第1項」とあるのは「第42条第2項において準用する第20条第1項」と、同項第7号中「第22条の手続を経た」とあるのは「第42条第2項において準用する第22条の手続を経た第42条第2項において準用する第21条第2項の」と、同項第8号中「第23条」とあるのは「第42条第2項において準用する第23条」と、「評価書」とあるのは「第42条第2項において準用する第21条第2項の評価書」と読み替えるものとする。

- 4 第一種事業又は第二種事業であつて次に掲げるもの(第1号から第3号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第3章から第10章までの規定は、適用しない。

- 一 施行日前に許可等が与えられ、又は特定届出がなされた事業
- 二 施行日前に国又は県の補助金又は負担金の交付の決定がなされた事業
- 三 施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

- 四 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される第一種事業又は第二種事業

- 5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により第一種事業又は第二種事業として実施されるものについては、第3章から第10章までの規定は、適用しない。

- 6 第4項各号に掲げる事業に該当する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該事業について、第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 7 第24条から第27条まで及び第28条第2項の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、「附則第6項に規定する第一種事業又は第二種事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 8 附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部を次のように改正する。  
別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項の次に次のように加える。

|                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| 山口県環境影響評価技術審査会 | 環境影響評価に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務 |
|----------------|---------------------------------|

附 則(平成12年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成25年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山口県環境影響評価条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の2から第4条の6までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価方法書を公告した事業については、適用しない。
- 3 改正後の条例第8条、第16条又は第23条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書又は環境影響評価書について適用する。
- 4 改正後の条例第8条の2（改正後の条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書について適用する。